

2021年6月3日

各 位

会 社 名 中小企業ホールディングス(株)
(旧社名 クレアホールディングス(株))
代表者名 代表取締役社長 岡本 武之
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 代表取締役社長 岡本 武之
(Tel. 03-5775-2100)

(開示事項の経過)「当社の子会社による訴訟の提起に関するお知らせ」に係る
訴えの取下げについて

当社の子会社であったクリア株式会社(以下「クリア社」といいます。クリア社は、2021年4月20日付けの当社保有の全株式譲渡により、当社連結子会社から除外されています。)は、2021年2月9日付け「当社の子会社による訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、原告として、同年2月8日にセノーテキャピタル株式会社、岡本武之、株式会社ジールコスメティックス及び株式会社フォーシーズ(以下「被告ら」といいます。)に対して損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を東京地方裁判所に提起しておりましたが、当社は同年6月2日、同裁判所により本件訴訟が取下げとみなされたことを確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴えの取下げとみなした裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2021年5月28日

2. 訴えの取下げとみなされた事件の被告ら

- ・セノーテキャピタル株式会社
- ・岡本 武之
- ・株式会社ジールコスメティックス
- ・株式会社フォーシーズ

3. 訴えの取下げとみなされた経緯

当社では、2021年4月21日開催の臨時株主総会において取締役の選解任議案が可決されました(以下、解任された取締役らを「旧経営陣」、選任された取締役らを「新経営陣」といいます。)。2021年2月8日付けの本件訴訟は、旧経営陣のもと、新経営陣及びその関係先等(注)である被告らの行為が共同不法行為に該当する、との主張により損害賠償を提起したものでありましたが、その後、本件訴訟の原告であるクリア社は、2021年4月20日付けで当社が保有する同社の全株式を第三者に譲渡したことにより、当社連結子会社から除外されておりました。

クリア社及び同社訴訟代理人弁護士は、本件訴訟の2021年4月27日付けの口頭弁論期日
に出席せず、さらに一月以内に期日指定の申立てをしなかったことから、同年5月27日の経
過により、東京地方裁判所が、本件訴訟の取下げがなされたとみなしたものです。

(注) 岡本武之は、現当社代表取締役社長、セノーテキャピタル株式会社は、岡本武之が代表を務める会社、
株式会社ジールコスメティックスは、現当社取締役である前田修が代表を務める会社であります。

以上